

景観法と環境色彩（改訂の一視点）

2004(平成16)年、景観に関わる法律「景観法」が公布された(2005年一全面施行)。法案の趣旨は良好な景観の形成を図るため、景観の形成に関する基本理念及び国や行政等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等、景観についての総合的な見解が示されている。これにより「景観行政団体」である地方自治体が定める「景観条例」は、景観法を背景に、景観問題に対して一歩踏み込んだ役割を果たすことが可能となった。国が制定した景観法自体は、直接に景観を規制する訳ではなく、地方自治体の景観に関する計画や条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に、実効性・法的強制力をもたせようとするものである。

環境色彩は公私が共に関わることにより形成される。景観法のとらえ方に私たちの的確な理解と参加がないかぎり、良好な景観形成を促進するための社会規範とはなり得ない。公私混同という視点が景観美に少なからず影を落としてきた過去の経緯を憶えば、環境色彩における「公共性」への視点は重要である。景観法は国土交通省・環境省・農林水産省の3省が連携し開示した公法であり、その対極にある「私」の関わり方も示す。ここでは個人のみならず一企業、一業界などの部分社会をもさすといつてよい。また、景観法は、公的財産としての都市の景観美・環境色彩に個々がいかに関わるかについての理解や協力への問いかけでもある。

2011年の3.11東日本大震災以降に再認識されたコミュニティ「共」は、個と公をつなぐ概念として注目される。それぞれの景観行政団体が策定する景観条例は、いうなれば実質的規範(スタンダード)づくりといえる。Standard(スタンダード)は、Stand(立つ)+ard(場)であり、「場に立つ」ということを意味する。この現場主義は、スケールの違いはあるにしても個人ではなく、むしろコミュニティもしくは住民に近い地域あるいは市町村である景観行政団体が肝に銘じたい姿勢といえ、環境色彩を考える際には最も合理的である。土地の個性は美しさと同時に独特の魅力を風土の中で醸成させ、美醜のみならず環境特性や景観特性という現場での見識が景観色彩センスということになるのだろう。個の中に公共的概念をいかに醸成させるか、あるいは公共性の内に個の魅力をいかに包含させるかという相乗性が景観美創出のポイントとなる。色彩に関する具体的施策は景観法に盛り込まれていないが、治水や治山という国策同様に、景観も重要な国づくりの大綱・指針として景観法をとらえ、景観行政団体が示す治色(造語)の一翼を担う使命に挑戦していただきたい。環境色彩に関わるコーディネーターには景観法を理解し、景観行政団体が示す景観条例や施策をよく吟味した上で、色彩調整役を果たすことが求められる。

*尚、景観法に関わる要項は、主に第1章P.26、第6章P.267-270に条文(抜粋)掲載